

第21期
第38回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和2年6月25日(木) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 丸川 正博 | 2. 原田 幸雄 | 3. 中川 要一 |
| 4. 福田 京子 | 5. 齋藤永治郎 | 6. 大木 光明 |
| 7. 五十嵐清美 | 8. 紺野 清一 | 9. 沼澤 久章 |
| 10. 小林 孝次 | 11. 樋口 太一 | |

農業委員会事務局

| | |
|--------|--------|
| 事務局長 | 大木 健一 |
| 事務局長補佐 | 橋本 達也 |
| 農地調整主任 | 青木 ひろみ |

付議事件

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 報告第 45号 | 農地所有適格法人の要件確認について |
| 日程第4 議案第164号 | 農地法第3条の規定による許可について |
| 日程第5 議案第165号 | 農地法第5条の規定による許可について |
| 日程第6 議案第166号 | 農用地利用集積計画に決定について |
| 日程第7 議案第167号 | 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 日程第8 議案第168号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |

議 長 (会長 樋口太一)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第38回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、
5番 齋藤永治郎委員 6番 大木光明委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第45号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご報告申し上げます。

報告第45号 「農地所有適格法人の要件確認について」農地法第6条の規定に基づき提出された報告書により、同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件について次のとおり確認したので報告する。

○法人の名称及び所在地

農事組合法人〇〇〇〇 白鷹町大字〇〇〇〇 他7法人。

○確認事項

農地法第2条第3項の農地所有適格法人の要件を充たしている。詳細は別紙のとおり。他7法人。

次ページをご覧ください。

○農地所有適格法人要件確認書

法人の名称 ○○○○○○○○○

主たる事務所の所在地 白鷹町大字○○○○○番地 【詳細の説明】

以下別紙のとおりで、8法人すべて要件を満たしております。

以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので報告のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第164号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第164号「農地法3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○ 氏名 ○○ ○○

譲渡人 白鷹町大字○○○○ 氏名 ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○

地 番 ○○○○-○

地 目 畑

地籍 374㎡ 他14筆でございます。
経営面積 7,577.06㎡ こちら再設定になりますので、
取得後と取得前の面積は同じとなっております。
契約の種類等 使用貸借権の設定（20年）
備考 期間満了に伴う再設定 R2.6.25～R22.6.24

その他 1案件となっております。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
1番案件について、事務局より調査報告を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

1番案件について調査の報告をいたします。1番案件につきましては、農業者年金に係る再設定のための申請です。

機械の所有状況につきまして、トラクター1台、軽トラ1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人と父が従事しているとのことです。技術は、本人20年、父60年の経営があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は7,577.06㎡で、下限面積要件を満たしております。権利を取得する農地の周辺の農地に支障を生ずるおそれはありません。以上報告いたします。

議 長

つづいて、2番案件について、10番 小林孝次委員よりお願いいたします。

小林孝次委員 はい、議長。

2番案件について調査のご報告をいたします。

6月14日、わたくしと、奥山進 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。労働力の確保状況につきましては、本人が従事するとのことです。4月に新規就農しましたが、技術は、本人が農事組合法人や地元の農業者からの指導を受けながら1年の経験があり、問題ないと思われま

す。取得する農地は確認しております。必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後の経営面積は6,656㎡で、下限面積要件を満たしております。権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。以上ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第165号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第165号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

| | | | | | |
|-----|-----|-----------|----|----|----|
| 申請人 | 譲受人 | 白鷹町大字〇〇〇〇 | 氏名 | 〇〇 | 〇〇 |
| | 譲渡人 | 白鷹町大字〇〇〇〇 | 氏名 | 〇〇 | 〇〇 |

土地の表示

| | |
|--------|------------------|
| 所 在 | 大字〇〇〇〇 |
| 地 番 | 〇〇〇〇-〇 |
| 地 目 | 畑 |
| 地 籍 | 717㎡ |
| 契約の種類等 | 使用貸借権の設定 |
| 転用目的 | 倉庫の建築 |
| 備 考 | 併用地（宅地）1,699.93㎡ |
| | その他 5,320㎡ |

その他 1案件となっております。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。
最初に、1番案件について3番 中川要一委員よりお願いいたします。

中川要一委員 はい、議長。

1番案件について、調査のご報告をいたします。

6月15日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地に
て聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については融資証明で確認し、問題ないと判断
します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞なく申請に係る
用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必
要な許認可等については、都市計画法における開発許可について、同時に手続
きを進めております。併用地の利用については、既存の倉庫敷地が併用地とな
ります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断し
ます。単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、な
いと判断します。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

議 長

つづいて、2番案件について、4番 福田京子委員よりお願いいたします。

福田京子委員 はい、議長。

2番案件について調査のご報告をいたします。

本件につきましては「追認案件」であり、平成9年に建築した住宅の一部が
農地に係っていたことが判明したものです。

6月15日、わたくしと、小林孝次委員とで現地にて聞き取り調査を行って
まいりました。転用を行うに必要な資力信用については、通帳の写しで確認し
問題ないと判断します。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。遅滞
なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。
他法令による必要な許認可等については、農振農用地の除外について、同時に
手続きを進めています。併用地の利用については、既存の住宅の敷地が併用地
となります。面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判
断します。単なる造成のみを目的とするものではないかという部分については、
ないものと判断します。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご
異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は、「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第6 議案第166号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第166号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和2年度 第3回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和2年6月26日。

新 規

番号1

| | | | | | |
|-----|-----|-----------|----|----|----|
| 申請人 | 譲受人 | 白鷹町大字〇〇〇〇 | 氏名 | 〇〇 | 〇〇 |
| | 譲渡人 | 白鷹町大字〇〇〇〇 | 氏名 | 〇〇 | 〇〇 |

土地の表示

| | |
|--------|--------------------------|
| 所 在 | 大字〇〇〇〇 |
| 地 番 | 〇〇〇〇-〇 |
| 地 目 | 畑 |
| 地 籍 | 948㎡ |
| 契約の種類等 | 賃貸借権の設定（8年） |
| 賃貸期間 | R2.6.26～R10.3.31 |
| 土地引渡時期 | R2.6.26 |
| 対 価 | 〇〇〇〇円（10a当り） 説明は以上となります。 |

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、計画のとおり決定す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第3回白鷹町農用地利用集積計画を決定いたしました。

日程第7 議案第167号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第167号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を次のとおりとする。

- 1、農業委員会の状況 令和2年3月31日現在
- 2、担い手への農地の利用集積・集約化
- 3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進
- 4、遊休農地に関する措置に関する評価
- 5、違反転用への適正な対応
- 6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検
- 7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

【各詳細の説明】

以上、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定しました。

日程第8 議案168号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 はい。ご説明申し上げます。

議案第168号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおりとする。

- 1、農業委員会の状況 令和2年4月1日現在
- 2、担い手への農地の利用集積・集約化
- 3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進
- 4、遊休農地に関する措置に関する評価
- 5、違反転用への適正な対応

【各詳細の説明】

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は、提案のとおり決定しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第38回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第38回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和2年6月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____